

1 業務の名称

令和5年度 地域計画策定協議会コーディネート業務委託

2 業務の目的

令和5年4月1日施行の改正農業経営基盤強化促進法により、農業者や関係者が将来の農業の在り方、農業上の利用が行われる農地の区域やその農地利用の姿について、話し合いを踏まえて、将来の農地利用の在り方を明確化する地域計画を、令和7年3月末日までに策定・公表することとされた。

本業務は、本市が地域計画策定に係る地元での協議の場（地域計画策定協議会と称する）を設置し運営するにあたり、協議の場をコーディネートする専門家を活用し、協議の場における全体的な調整業務を委託することにより、すみやかな地域計画の策定を目的とする。

3 業務の委託期間

契約締結の翌日から令和6年3月31日まで

4 業務の対象地域

明石市が指定する集落（市街化調整区域の農地に限る。対象面積約390㍊）

※令和5年度は、地域計画対象の24集落のうち7集落を予定。

5 業務の内容

地元集落において明石市ほか関係団体（JAや農業委員会、農地中間管理機構等）及び農業者、企業、市民団体等が、あらかじめ農業委員会がアンケート方式で農地の所有者（貸し借りをされている場合は借り手の方も）に対して行った意向調査及び目標地図素案を基に、課題を整理し、共通認識しながら、地域計画の策定に向けて今後の方向性を検討していく協議の場（地域計画策定協議会）におけるコーディネートを行う。

なお、協議の場における参加者については、明石市ほか関係団体（JAや農業委員会、農地中間管理機構等）及び農業者、企業、市民団体等を予定している。

6 各集落での協議の場における具体的な業務の内容

(1) 地域計画策定協議会1回当たりの業務

地域計画策定協議会（以下「協議会」という）開催ごとに次の①～③の業務を想定しており、①及び②に「ひょうご地域計画推進アドバイザー」又は同アドバイザー研修受講者が1人以上が参画して業務を実施すること。

- ① 各協議会開催前における地域の現状確認と協議会の進行に関する打合せ（約1時間程度を想定）
- ② 各協議会における協議のコーディネート（約3時間程度を想定）

③ 各協議会における記録の作成（約 6 時間程度を想定）

(2) 協議会開催回数等

協議会の総開催回数は 7 集落で 24 回（月 3 回程度の開催を予定）を想定しているが、集落の意向により変動の可能性があり、回数の実績にあわせて変更契約する。

変更契約にあたっては、業務費内訳書に表示する直接人件費のうち、「協議会開催前打合せ（1 時間程度）」、「協議の進捗管理（3 時間程度）」、「協議記録の作成（6 時間程度）」、及び直接経費のうち「旅費交通費（協議会）」、そのほか回数により金額の変動する内訳項目について、履行期間における開催結果回数に応じて、業務費内訳書の積算単価により再計算した金額で、履行期間内に変更契約を締結するものとする。なお、変更契約に係る費用については受託者の負担とする。

(3) 専門家等との意見聴取

業務実施にあたっては、地域計画や農村計画等の専門的知識を有する大学及び県に対し、受託者が意見聴取をしながら業務を進めるものとする。

7 成果物

① 1 回ごと

打合録、協議録の作成・・・報告書 1 部、データ媒体 1 部

② 年度末

実績報告書の作成・・・・・・報告書 1 部（A 4 用紙 1 枚程度）

8 成果の帰属及び秘密保存

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、明石市に帰属するものとし、受託者は、明石市の許可なく当該成果を使用し、又は公表してはならない。

(2) 秘密の保持

① 本業務に関し、明石市から受領又は閲覧した資料等を明石市の了解なく公表又は使用してはならない。

② 本業務で知りえた明石市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。

③ 受託業務の遂行に当たり知りえた一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、明石市が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(3) 個人情報の保護

① 本業務を遂行する上で、個人情報取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」「明石市個人情報保護法施行条例」その他の個人情報保護法令を遵守しなければならない。

② 本事業への参加者に係る個人情報の明石市への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取り扱う際には、別記個人情報取扱注意事項を守るものとする。

令和5年度 地域計画策定協議会コーディネート業務委託 業務費内訳書

項目	数量	単位	単価	金額	備考
委託業務費（税抜）					
直接人件費	1.0	式			①
協議会開催前打合せ（1時間程度）	24.0	回			
協議の進捗管理（3時間程度）	24.0	回			
協議記録の作成（6時間程度）	24.0	回			
全体打合せ（初回、最終）	2.0	回			
全体報告書作成	1.0	回			
直接経費	1.0	式			②
旅費交通費（協議会）	24.0	回			
旅費交通費（全体打合せ）	2.0	回			
その他原価		%			③＝①×所定率
一般管理費等		%			④＝(①＋②＋③)×所定率
業務価格 計（税抜）					①＋②＋③＋④